

新旧対照表 「長崎県感染症発生動向調査実施要綱」一部改正（平成29年12月18日）

新	旧
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症 (略)</p> <p>第3 実施主体 (略)</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(74)、<u>(84)</u>及び<u>(85)</u>)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(74)、<u>(84)</u>及び<u>(85)</u>)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>2 全数把握の五類感染症(第2の(74)、<u>(84)</u>及び<u>(85)</u>を除く。)</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症(第2の(74)、<u>(84)</u>及び<u>(85)</u>を除く。)の患者を診断した医師は、届出基準等通知別記様式5-1から別記様式5-2のうち該当する感染症の様式を用いて、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3 定点把握の五類感染症</p> <p>(1) 対象とする感染症の状態 (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>なお、患者定点数及び病原体定点数は、国が定める感染症発生動向調査事業実施要綱の算定基準を準用し算定する。</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症 (略)</p> <p>第3 実施主体 (略)</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(74)及び<u>(84)</u>)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(74)及び<u>(84)</u>)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>2 全数把握の五類感染症(第2の(74)及び<u>(84)</u>を除く。)</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症(第2の(74)及び<u>(84)</u>を除く。)の患者を診断した医師は、届出基準等通知別記様式5-1から別記様式5-2のうち該当する感染症の様式を用いて、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3 定点把握の五類感染症</p> <p>(1) 対象とする感染症の状態 (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点 定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>なお、患者定点数及び病原体定点数は、国が定める感染症発生動向調査事業実施要綱の算定基準を準用し算定する。</p>

新旧対照表 「長崎県感染症発生動向調査実施要綱」一部改正（平成29年12月18日）

新	旧
<p>① 対象感染症のうち第2の(87)から(96)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努める。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 対象感染症のうち第2の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)に掲げる感染症については、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。</p> <p>イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を提供するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>① （略）</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(87)から(96)までを対象感染症とする。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(105)及び(108)を対象感染症とする。</p> <p>(3) 調査単位等 (略)</p> <p>(4) 実施方法 ア 患者定点 (略)</p> <p>イ 病原体定点 ①～② （略）</p> <p>③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(87)から(96)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>ウ～キ （略）</p>	<p>① 対象感染症のうち第2の(86)から(96)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努める。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 対象感染症のうち第2の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)に掲げる感染症については、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。</p> <p>イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を提供するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>① （略）</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(86)から(96)までを対象感染症とする。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(105)及び(108)を対象感染症とする。</p> <p>(3) 調査単位等 (略)</p> <p>(4) 実施方法 ア 患者定点 (略)</p> <p>イ 病原体定点 ①～② （略）</p> <p>③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(86)から(96)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>ウ～キ （略）</p>

新旧対照表 「長崎県感染症発生動向調査実施要綱」一部改正（平成29年12月18日）

新	旧
<p>4～5（略）</p> <p>第5 その他 （略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。ただし、病原体情報に関する項目については、実施可能となり次第実施する。 長崎県結核・感染症サーベイランス事業実施要綱を廃止する。</p> <p>この要綱の一部改正は、平成14年11月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成26年8月21日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成26年10月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成27年2月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2の対象感染症の追加に係る改正については、平成28年2月15日から施行する。 <u>この要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。</u></p>	<p>4～5（略）</p> <p>第5 その他 （略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。ただし、病原体情報に関する項目については、実施可能となり次第実施する。 長崎県結核・感染症サーベイランス事業実施要綱を廃止する。</p> <p>この要綱の一部改正は、平成14年11月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成26年8月21日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成26年10月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成27年2月1日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2の対象感染症の追加に係る改正については、平成28年2月15日から施行する。</p>

新旧対照表 「長崎県感染症発生動向調査実施要綱」一部改正（平成29年12月18日）

新		旧	
別表	全 数 把 握 の 対 象	一類感染症 (1)エボラ出血熱 (2)クリミア・コンゴ出血熱 (3)痘そう (4)南米出血熱 (5)ペスト (6)マールブルグ病 (7)ラッサ熱	一類感染症 (1)エボラ出血熱 (2)クリミア・コンゴ出血熱 (3)痘そう (4)南米出血熱 (5)ペスト (6)マールブルグ病 (7)ラッサ熱
		二類感染症 (8)急性灰白髄炎 (9)結核 (10)ジフテリア (11)重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)(12)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)(13)鳥インフルエンザ(H5N1) (14)鳥インフルエンザ(H7N9)	二類感染症 (8)急性灰白髄炎 (9)結核 (10)ジフテリア (11)重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)(12)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)(13)鳥インフルエンザ(H5N1) (14)鳥インフルエンザ(H7N9)
		三類感染症 (15)コレラ (16)細菌性赤痢 (17)腸管出血性大腸菌感染症 (18)腸チフス (19)パラチフス	三類感染症 (15)コレラ (16)細菌性赤痢 (17)腸管出血性大腸菌感染症 (18)腸チフス (19)パラチフス
		四類感染症 (20)E型肝炎 (21)ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)(22)A型肝炎 (23)エキノコックス症 (24)黄熱 (25)オウム病 (26)オムスク出血熱 (27)回帰熱 (28)キャサナル森林病 (29)Q熱 (30)狂犬病 (31)コクシジオイデス症 (32)サル痘 (33)ジカウイルス感染症 (34)重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)(35)腎症候性出血熱 (36)西部ウマ脳炎 (37)ダニ媒介脳炎 (38)炭疽 (39)チクングニア熱 (40)つが虫病 (41)デング熱 (42)東部ウマ脳炎 (43)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)(44)ニパウイルス感染症 (45)日本紅斑熱 (46)日本脳炎 (47)ハンタウイルス肺症候群 (48)Bウイルス病 (49)鼻疽 (50)ブルセラ症 (51)ベネズエラウマ脳炎 (52)ヘンドラウイルス感染症 (53)発しんチフス (54)ボツリヌス症 (55)マラリア (56)野兎病 (57)ライム病 (58)リッサウイルス感染症 (59)リフトバレー熱 (60)類鼻疽 (61)レジオネラ症 (62)レプトスピラ症 (63)ロッキー山紅斑熱	四類感染症 (20)E型肝炎 (21)ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)(22)A型肝炎 (23)エキノコックス症 (24)黄熱 (25)オウム病 (26)オムスク出血熱 (27)回帰熱 (28)キャサナル森林病 (29)Q熱 (30)狂犬病 (31)コクシジオイデス症 (32)サル痘 (33)ジカウイルス感染症 (34)重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)(35)腎症候性出血熱 (36)西部ウマ脳炎 (37)ダニ媒介脳炎 (38)炭疽 (39)チクングニア熱 (40)つが虫病 (41)デング熱 (42)東部ウマ脳炎 (43)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)(44)ニパウイルス感染症 (45)日本紅斑熱 (46)日本脳炎 (47)ハンタウイルス肺症候群 (48)Bウイルス病 (49)鼻疽 (50)ブルセラ症 (51)ベネズエラウマ脳炎 (52)ヘンドラウイルス感染症 (53)発しんチフス (54)ボツリヌス症 (55)マラリア (56)野兎病 (57)ライム病 (58)リッサウイルス感染症 (59)リフトバレー熱 (60)類鼻疽 (61)レジオネラ症 (62)レプトスピラ症 (63)ロッキー山紅斑熱
		五類感染症 (64)アメーバ赤痢 (65)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 (67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)(68)クリプトスポリジウム症 (69)クロイツフェルト・ヤコブ病 (70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (71)後天性免疫不全症候群 (72)ジアルジア症 (73)侵襲性インフルエンザ菌感染症 (74)侵襲性髄膜炎菌感染症 (75)侵襲性肺炎球菌感染症 (76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)(77)先天性風しん症候群 (78)梅毒 (79)播種性クリプトコックス症 (80)破傷風 (81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (83)百日咳 (84)風しん (85)麻しん (86)薬剤耐性アシネトバクター感染症	五類感染症 (64)アメーバ赤痢 (65)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 (67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)(68)クリプトスポリジウム症 (69)クロイツフェルト・ヤコブ病 (70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (71)後天性免疫不全症候群 (72)ジアルジア症 (73)侵襲性インフルエンザ菌感染症 (74)侵襲性髄膜炎菌感染症 (75)侵襲性肺炎球菌感染症 (76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)(77)先天性風しん症候群 (78)梅毒 (79)播種性クリプトコックス症 (80)破傷風 (81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (83)風しん (84)麻しん (85)薬剤耐性アシネトバクター感染症
		新型インフルエンザ等感染症 (111)新型インフルエンザ (112)再興型インフルエンザ	新型インフルエンザ等感染症 (111)新型インフルエンザ (112)再興型インフルエンザ
指定感染症 該当なし	指定感染症 該当なし		
定 点 把 握 の 対 象 感 染 症	五類感染症 (87)RSウイルス感染症 (88)咽頭結膜熱 (89)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (90)感染性胃腸炎 (91)水痘 (92)手足口病 (93)伝染性紅斑 (94)突発性発しん (95)ヘルパンギーナ (96)流行性耳下腺炎 (97)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)(98)急性出血性結膜炎 (99)流行性角結膜炎 (100)性器クラミジア感染症 (101)性器ヘルペスウイルス感染症 (102)尖圭コンジローマ (103)淋菌感染症 (104)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)(105)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (107)マイコプラズマ肺炎 (108)無菌性髄膜炎 (109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (110)薬剤耐性緑膿菌感染症	五類感染症 (86)RSウイルス感染症 (87)咽頭結膜熱 (88)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (89)感染性胃腸炎 (90)水痘 (91)手足口病 (92)伝染性紅斑 (93)突発性発しん (94)百日咳 (95)ヘルパンギーナ (96)流行性耳下腺炎 (97)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)(98)急性出血性結膜炎 (99)流行性角結膜炎 (100)性器クラミジア感染症 (101)性器ヘルペスウイルス感染症 (102)尖圭コンジローマ (103)淋菌感染症 (104)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)(105)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (107)マイコプラズマ肺炎 (108)無菌性髄膜炎 (109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (110)薬剤耐性緑膿菌感染症	
	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (113)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(114)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (113)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(114)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)	

新旧対照表 「長崎県感染症発生動向調査実施要綱」一部改正（平成29年12月18日）

新	旧